

香芝市告示第 30 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定により次のとおり公示します。

なお、関係図書は、令和 8 年 3 月 6 日から同年 3 月 19 日まで、都市創造部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

令和 8 年 3 月 6 日

香芝市長 三 橋 和 史

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する日

令和 8 年 3 月 20 日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

瓦口、下田西二丁目及び穴虫の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 瓦口地区

枝線

管路番号	起点	終点
3037	瓦口 1122 番	瓦口 1124 番
3037-1	瓦口 1120 番	瓦口 1122 番
3037-2	瓦口 1107 番	瓦口 1124 番

(2) 下田西二丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
3248	下田西二丁目 3 番 10	下田西二丁目 3 番 9

(2) 穴虫地区

枝線

管路番号	起点	終点
6132-3	関屋 28 番 3	関屋 30 番 1

6 1 3 2 - 5	関屋 3 0 番 1	穴虫 5 8 5 番 1
6 1 3 3 - 1	穴虫 5 8 5 番 1	穴虫 5 9 7 番 1
6 1 3 3 - 2	穴虫 5 9 1 番 7	穴虫 5 9 7 番 1
6 1 3 3 - 3	穴虫 5 9 7 番 1	穴虫 5 9 3 番 3
6 1 3 3 - 5	穴虫 5 9 3 番 3	穴虫 5 9 3 番 3
6 1 3 4	穴虫 5 8 9 番 2	穴虫 5 8 5 番 1
6 1 7 9	穴虫 1 8 5 7 番 4 9	穴虫 1 8 5 7 番 7 2
6 1 8 0	穴虫 1 8 5 7 番 4 2	穴虫 1 8 5 7 番 7 2
6 1 8 1	穴虫 1 8 5 7 番 6 0	穴虫 1 8 5 7 番 6 8
6 1 8 2	穴虫 1 8 5 7 番 2 3	穴虫 1 8 5 7 番 3 1
6 1 8 5	穴虫 1 9 0 4 番 2	穴虫 1 8 6 3 番 1 0

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

5 終末処理場の位置及び名称
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野 4 6 0 番地
奈良県第二浄化センター